

# 資料編

---



# 1 子どもの生活実態に関するアンケート調査結果の概要

## 1. アンケート調査の概要について

### (1) 目的

本アンケート調査は、「上越市こども計画」の策定に当たっての基礎資料とするため、市内のこどものいる家庭の生活実態等を把握するとともに、こども・子育て家庭を取り巻く現状や、抱えている課題を整理することを目的として実施しました。

### (2) アンケート調査期間

令和5年11月22日～12月11日

### (3) アンケートの配付及び回答方法

保育園や小中学校等を通じてアンケート調査協力依頼文を配付し、上越市電子申請システムを活用したweb回答としました。

### (4) 配付数、回収数、回収率

区 分	こども			保護者		
	人数	回収数	回収率	人数	回収数	回収率
年長児	—	—	—	1,306人	682人	52.2%
小学3年生	—	—	—	1,432人	1,051人	73.4%
小学6年生	1,524人	684人	44.9%	1,524人	1,004人	65.9%
中学2年生	1,586人	570人	35.9%	1,586人	1,029人	64.9%
合計	3,110人	1,254人	40.3%	5,848人	3,766人	64.4%

### (5) 調査内容

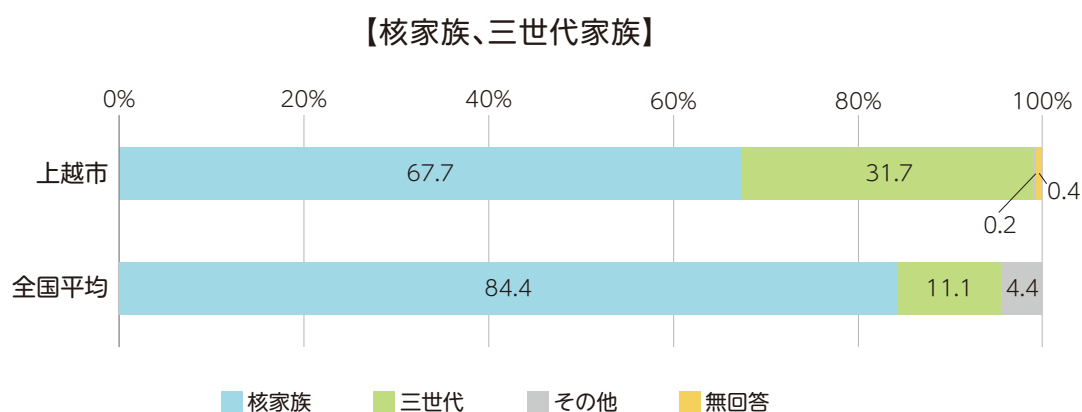
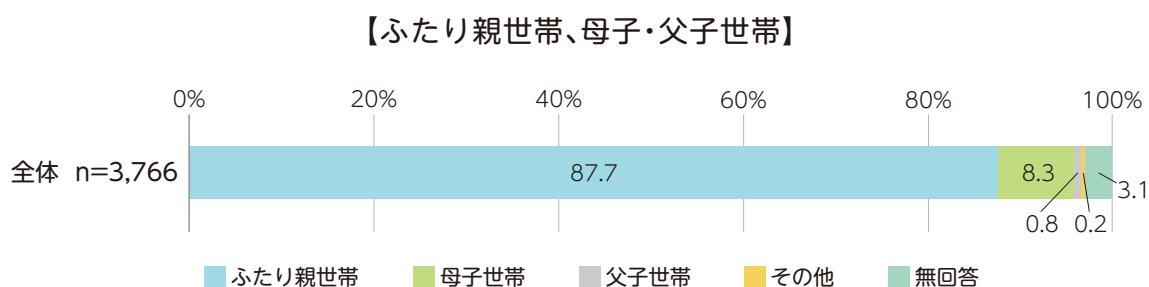
こども	保護者
1. 普段の生活について ・自宅は心がほっとする場所か	1. 経済的状況について ・世帯の収入
2. 教育・進学について ・希望する進学先と現実的な進学先	2. 保護者の状況について ・就労状況
3. こども自身の考えについて ・現在の気持ちと将来について	3. こどもの普段の生活について ・こどもの体験機会
4. こどもの権利について ・ヤングケアラーの認知度 ・こどもの権利を守るためにあるとよい取組 等	4. 教育・進学について ・保護者が希望するこどもの最終学歴 5. こどもの権利について ・ヤングケアラーの認知度 等

## (6) 集計結果の見方

- ・ 図表中の「n」は各質問の回答数を示しています。
- ・ 比率は百分率(%)で表し、小数点第2位を四捨五入して算出しています。したがって、合計が100.0%にならない場合もあります。
- ・ 複数回答の場合、回答の合計が100.0%となりません。
- ・ 掲載した質問文、選択肢は簡略化してある場合があります。
- ・ 比較できる質問は平成30年度調査（有効回収数:5,616人）の結果と比較をしています。
- ・ 「両親が同居する世帯」を「ふたり親世帯」としています。

## (7) 世帯構造

こどものいる世帯の構造は、「ふたり親世帯」が87.7%で、「母子世帯」が8.3%、「父子世帯」が0.8%でした。また「核家族」が67.7%、「三世代家族」が31.7%となっており、全国平均と比較すると「核家族世帯」の割合は16.7ポイント低く、「三世代家族」の割合が20.6ポイント高い結果となりました。



※令和4年度国民生活基礎調査の「児童のいる世帯の状況 表5」の値をグラフ化

## 2. アンケート結果について

### (1) 経済的状況について

国が公表している「令和4年国民生活基礎調査」における「相対的貧困層の算出方法（考え方）」及び「1世帯当たり平均所得金額」を参考とし、世帯人数ごとの「困窮層該当年収」の基準を定めた上で、保護者の「令和4年中の世帯全員の収入の合計額」の回答から、この基準を上回る世帯を「一般層」、下回る世帯を「困窮層」と位置付けました。

世帯人数ごとに定めた「困窮層該当年収」の基準から、全体の83.0%が「一般層」、また、13.7%が「困窮層」に区分されました。お子さんと現在同居している人、同居しているきょうだいの人数から世帯人員数が推定できない場合、又は令和4年中の世帯年収に回答していない場合を「無回答」とし、3.4%となりました。

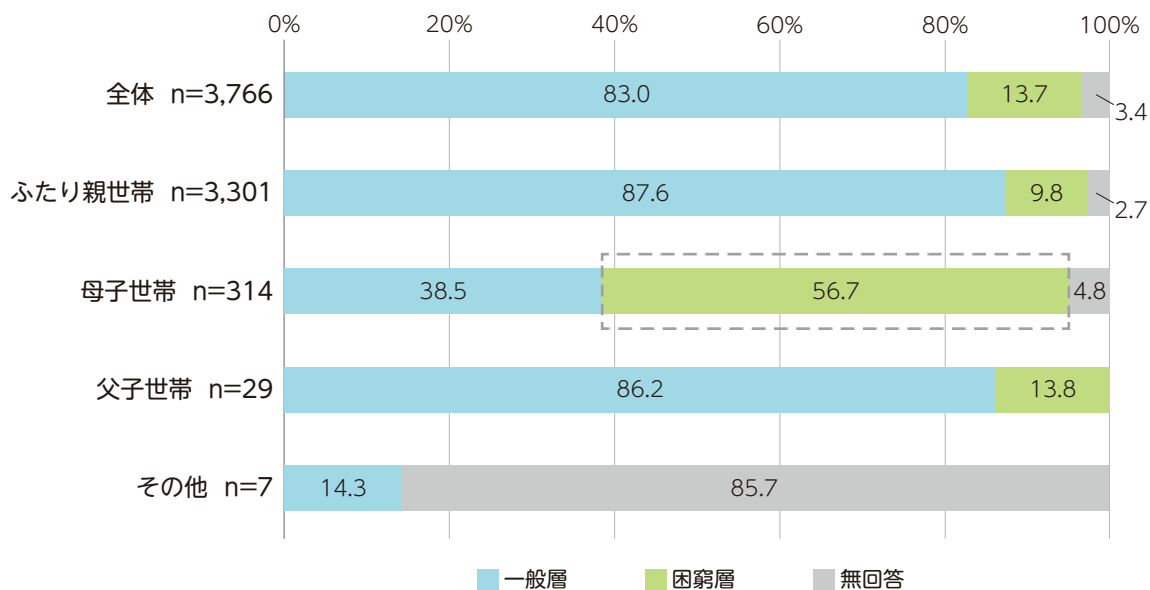
母子世帯の56.7%が困窮層であり、母子世帯における経済的な負担が大きいことがうかがえます。それぞれの層における直近1年間の生活世帯収入を見ると、困窮層では「年収250万円～300万円未満」が18.9%で最も多く、全体の64.2%が「300万円未満」の世帯となっています。

一般層では、「年収700万円以上」の層が36.2%で最も多く、全体の66.1%の世帯が「年収550万円以上」でした。

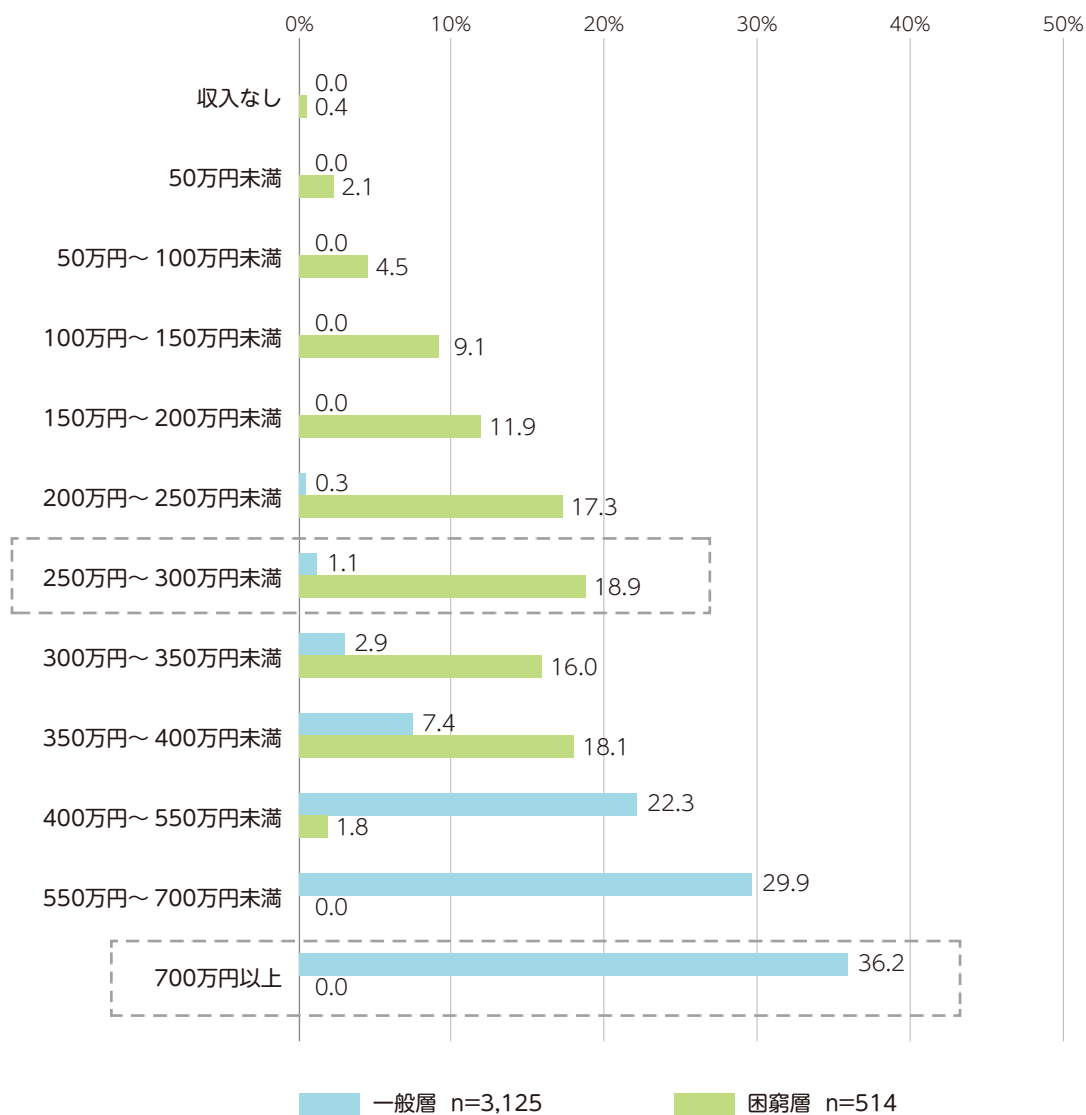
#### 【世帯人数ごとの困窮層区分】

世帯人数	困窮層該当年収	世帯人数	困窮層該当年収
2人	200万円未満	6人	400万円未満
3人	250万円未満	7人	
4人	300万円未満	8人	
5人	350万円未満	9人	
		10人以上	550万円未満

【一般層と困窮層】



【直近1年間の生活世帯収入】

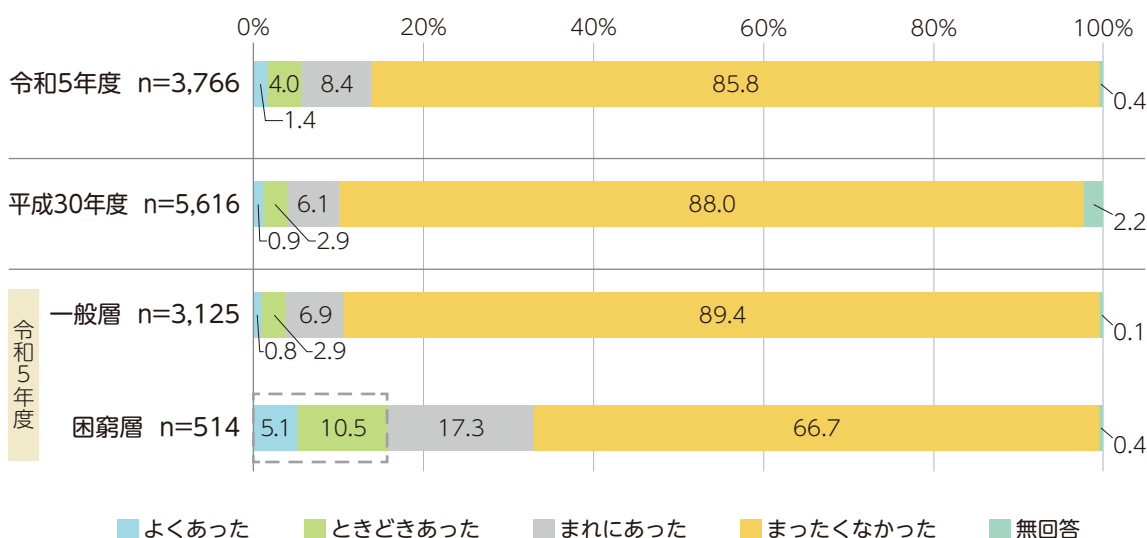


家族が必要な食糧を買えなかった経験及び子どもを塾や習い事に通わせることができなかった経験が、「よくあった」「ときどきあった」と回答する割合は、いずれも困窮層が一般層を上回る結果となりました。

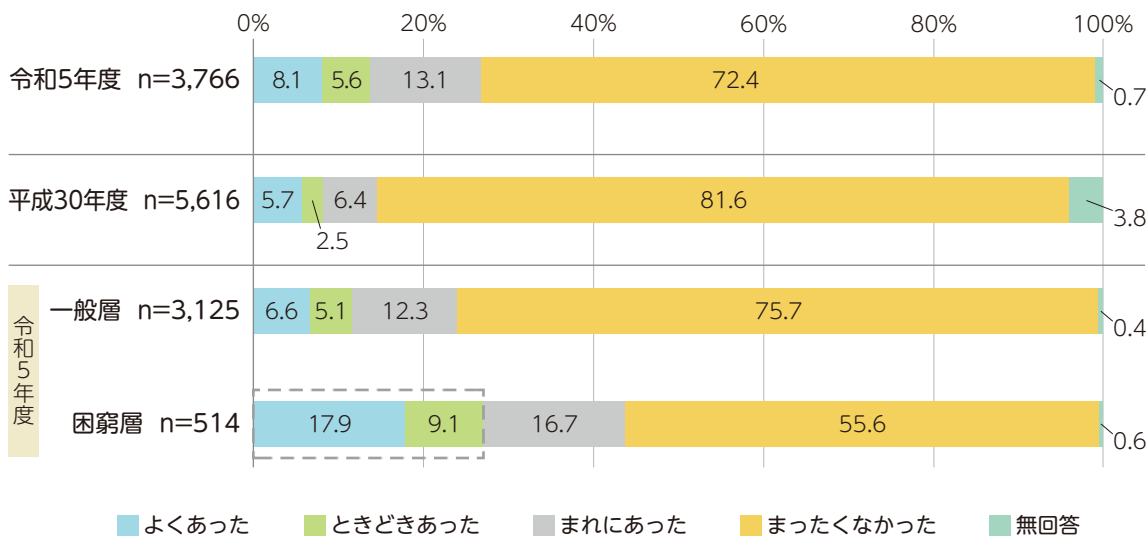
一方、塾などに通わせることができなかった経験が、「よくあった」「ときどきあった」と回答する割合は、食糧のそれに比べて一般層、困窮層ともに高く、特に困窮層に顕著となっており、生活必需品の支払いを優先し、塾などに通わせる経費が後回しになっている状況がうかがえます。

現在の暮らしの状況において「大変苦しい」「やや苦しい」の合算値は、一般層が38.5%であるのに対して、困窮層は69.4%と30.9ポイント高くなっています。収入層の区分にかかわらず、日常生活における経済的負担を感じている世帯の存在が認められます。

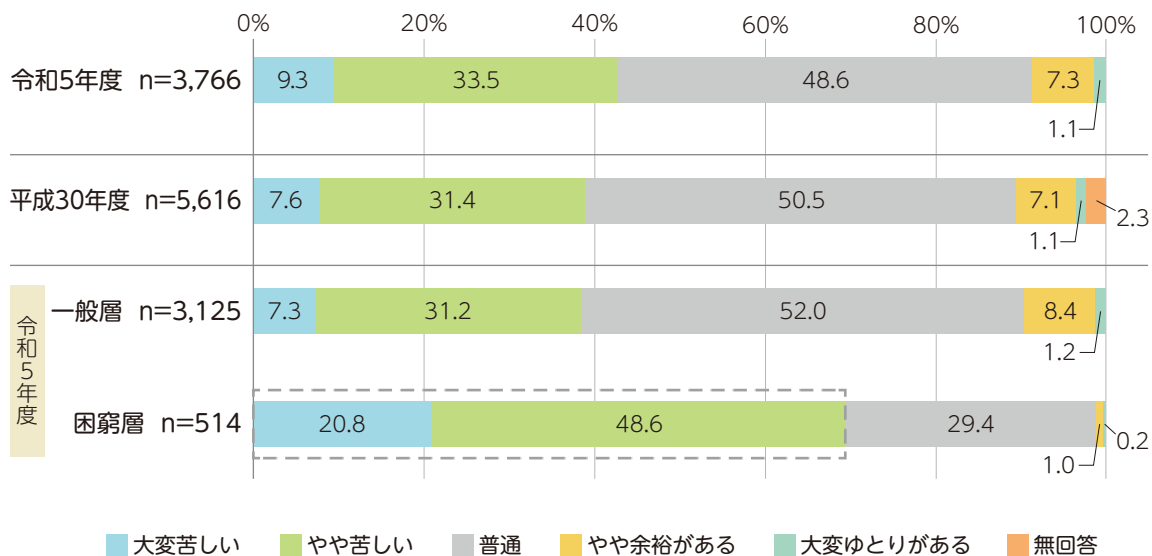
【経済的な理由で、家族が必要な食糧を買えなかった経験の有無】



【経済的な理由で、子どもを塾や習い事に通わせることができなかった経験の有無】



### 【世帯の現在の暮らしの状況】

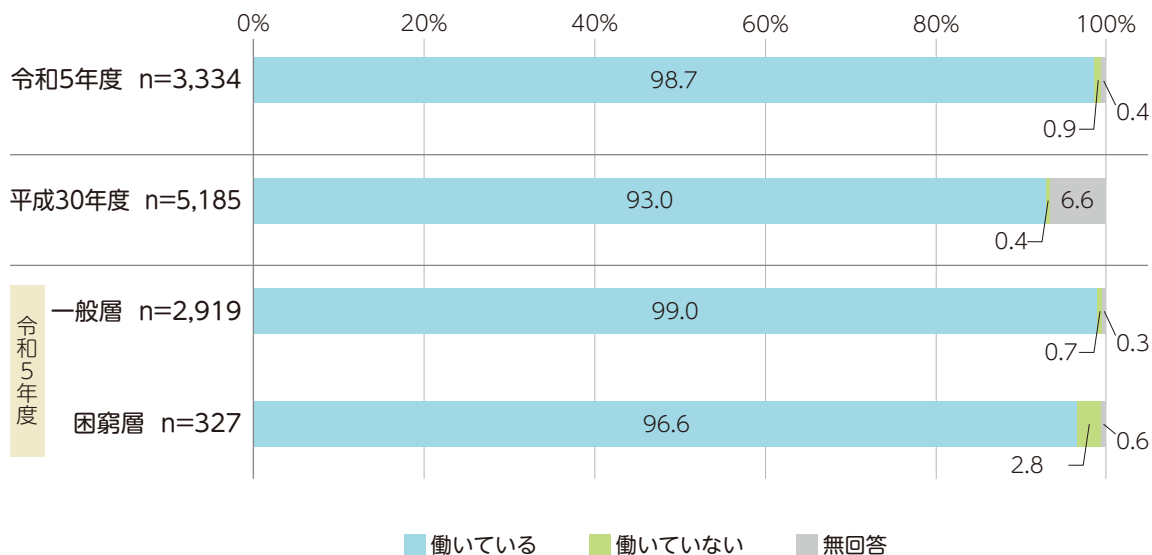


### (2) 保護者の状況について

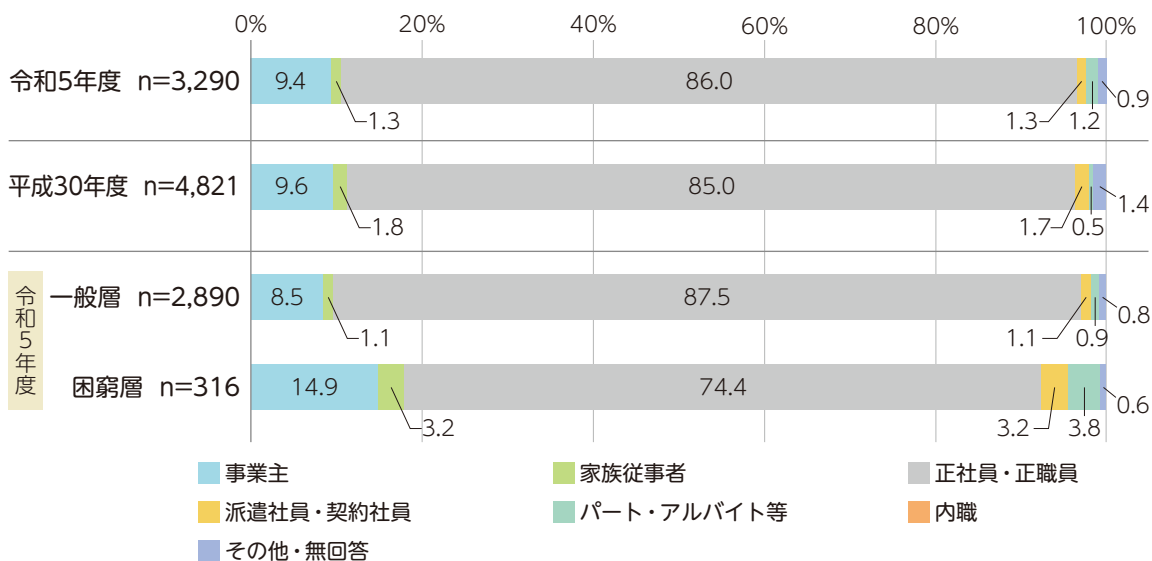
父親の就労状況については、一般層と困窮層に大きな差はなく、就労率は98.7%でした。就労形態については86.0%が「正社員・正職員」となっています。

母親の就労状況については、一般層の90.7%が「働いている」と回答したのに対し、困窮層は83.7%と7ポイント低い結果となりました。就労形態の全体では、平成30年度に比べ、「正社員・正職員」の割合が増加し、「パート・アルバイト」の割合が減少する結果となりました。

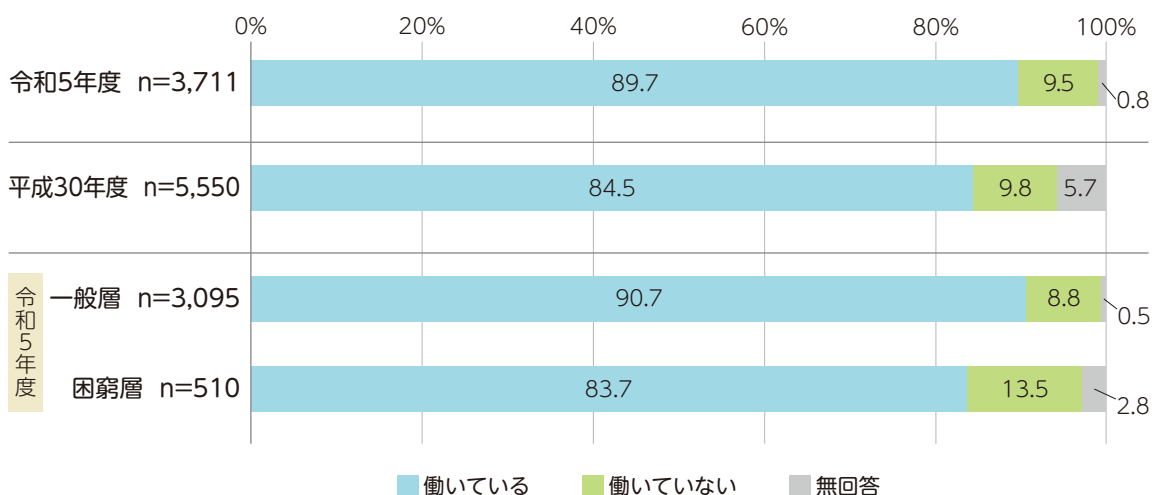
### 【父親の就労状況】



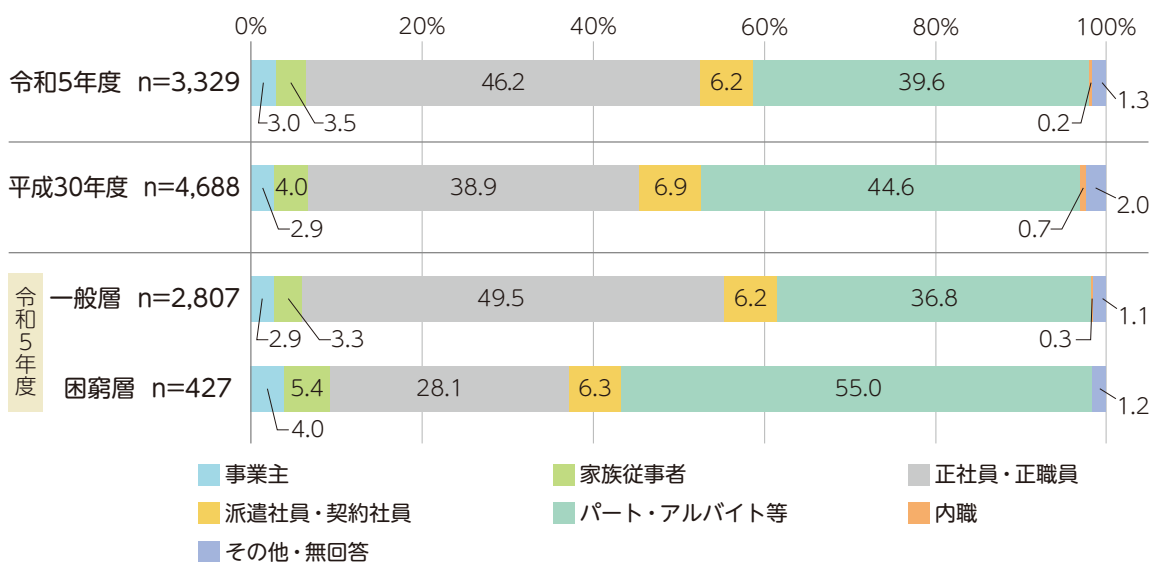
### 【父親の就労形態】



### 【母親の就労状況】



### 【母親の就労形態】



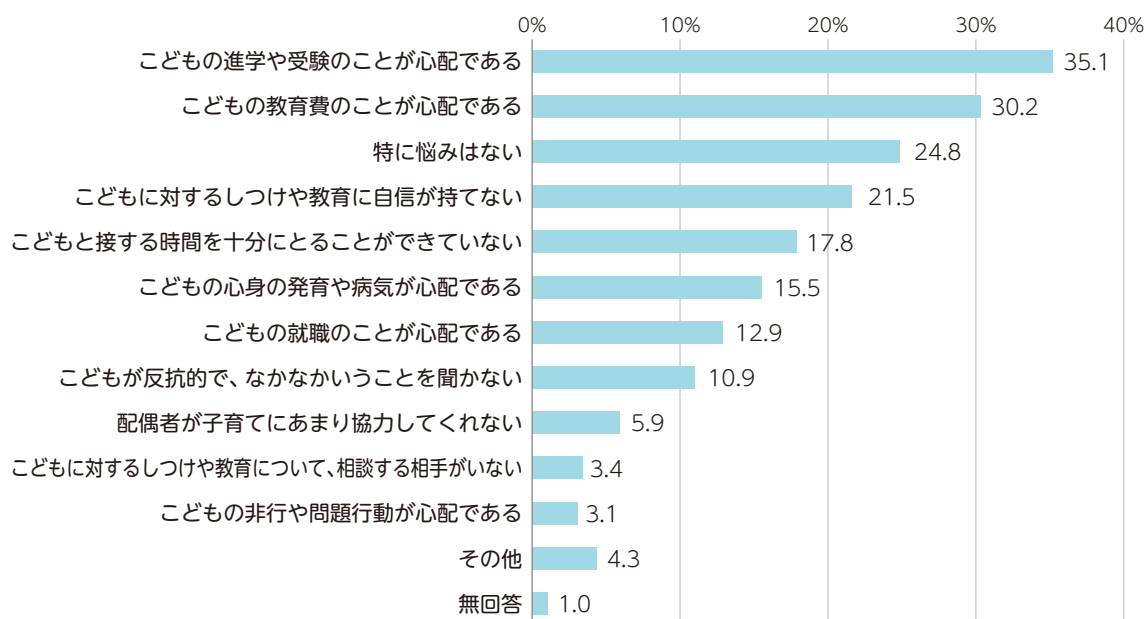


こどものことで現在悩んでいることについて、「こどもの進学や受験のことが心配である」が35.1%で最も多く、次いで「こどもの教育費のことが心配である」が30.2%で、こどもの進学や教育費に関して悩んでいる割合が高い結果となりました。また、「特に悩みはない」とする回答が24.8%でした。

相談相手は、「配偶者」が79.3%で最も多く、次いで「親・親族」が72.6%という結果となりました。

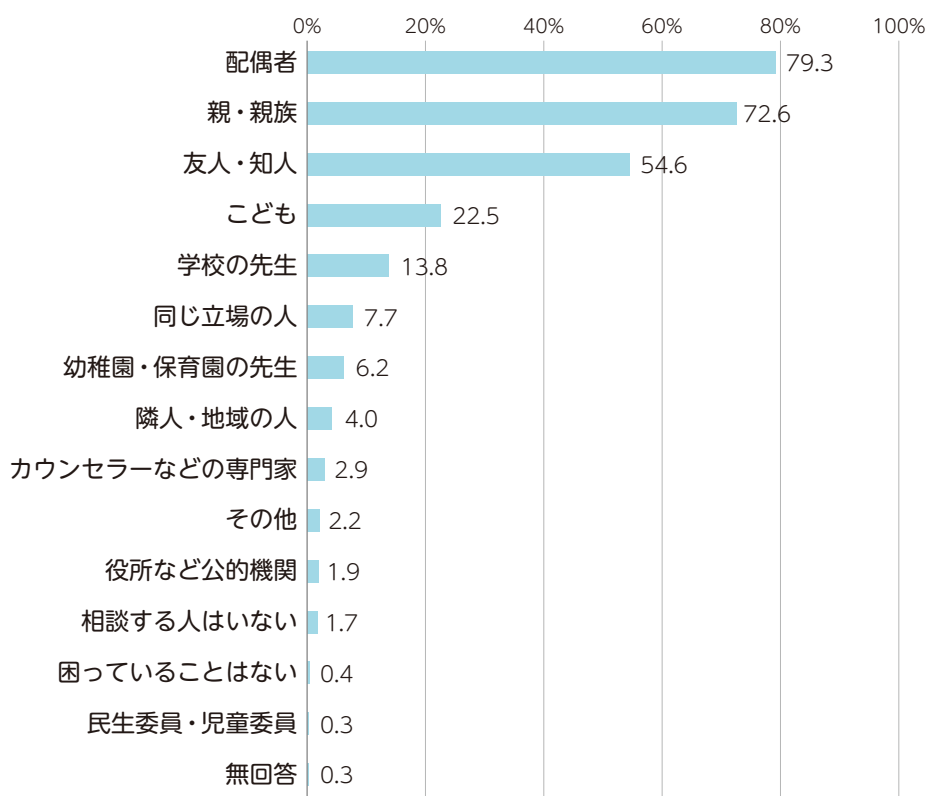
【現在悩んでいること】(複数回答)

n=3,766



【困ったときの相談先】(複数回答)

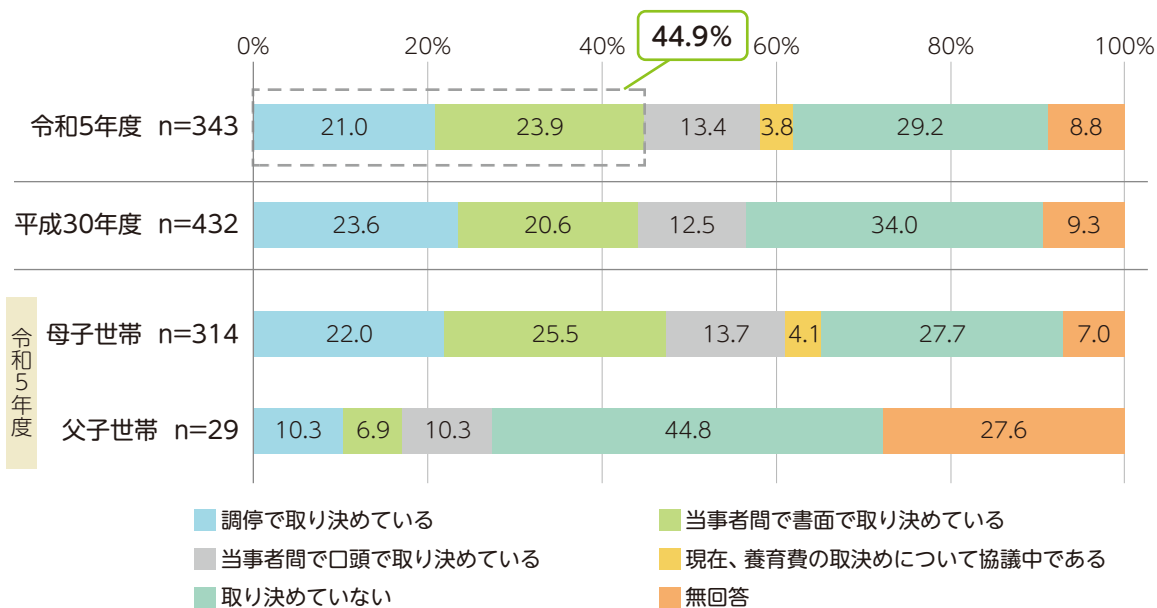
n=3,766



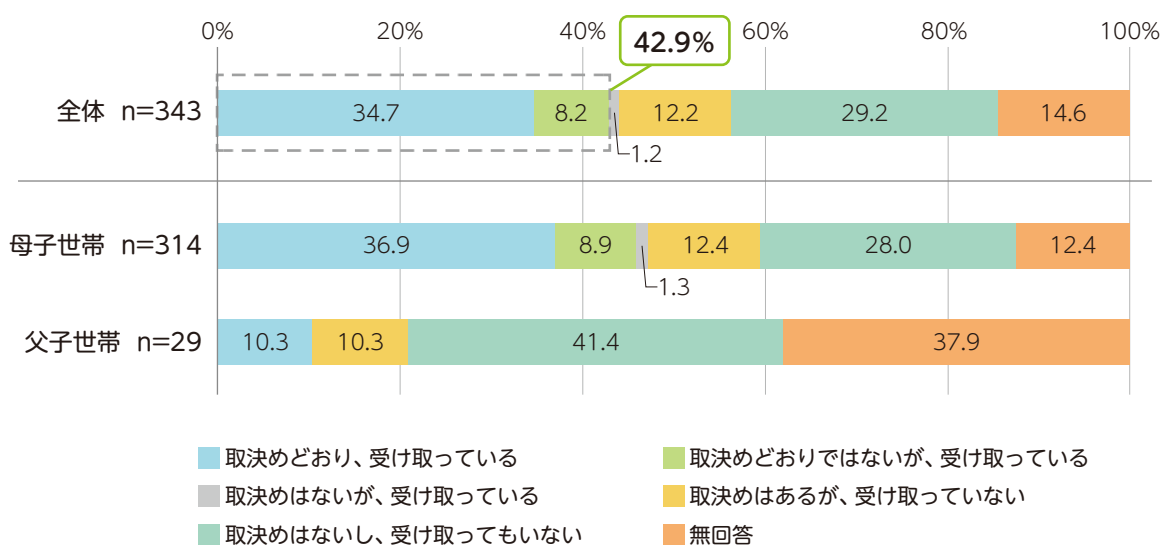
養育費の取決めの有無（ひとり親家庭のみ）について、調停や書面で取り決めている割合は44.9%となっています。

また、「取決めどおり、受け取っている」「取決めどおりではないが、受け取っている」の合算値は42.9%であり、養育費について調停や書面で取り決めることが受取につながるものが推察されます。

【養育費についての取決めの有無】



【養育費を受け取ったことがあるか】



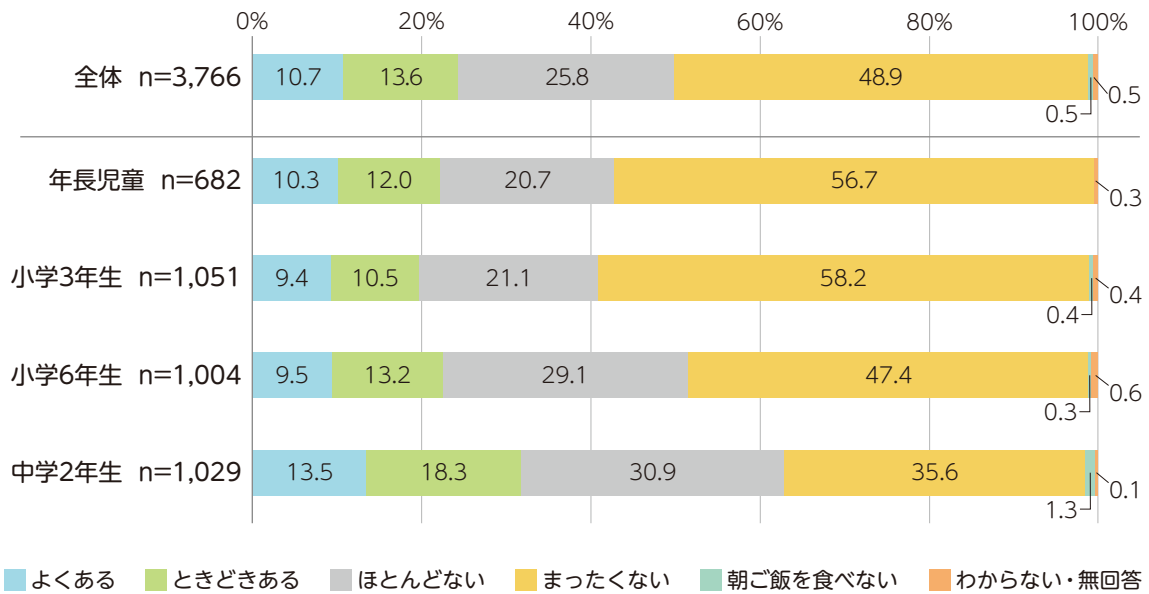
### (3) こどもの普段の生活について

こどもの孤食について、こどもだけで朝食を食べる頻度は、全体の10.7%が「よくある」と回答しています。

また、こどもだけで夕食を食べる頻度については全体の1.6%が「よくある」と回答しています。

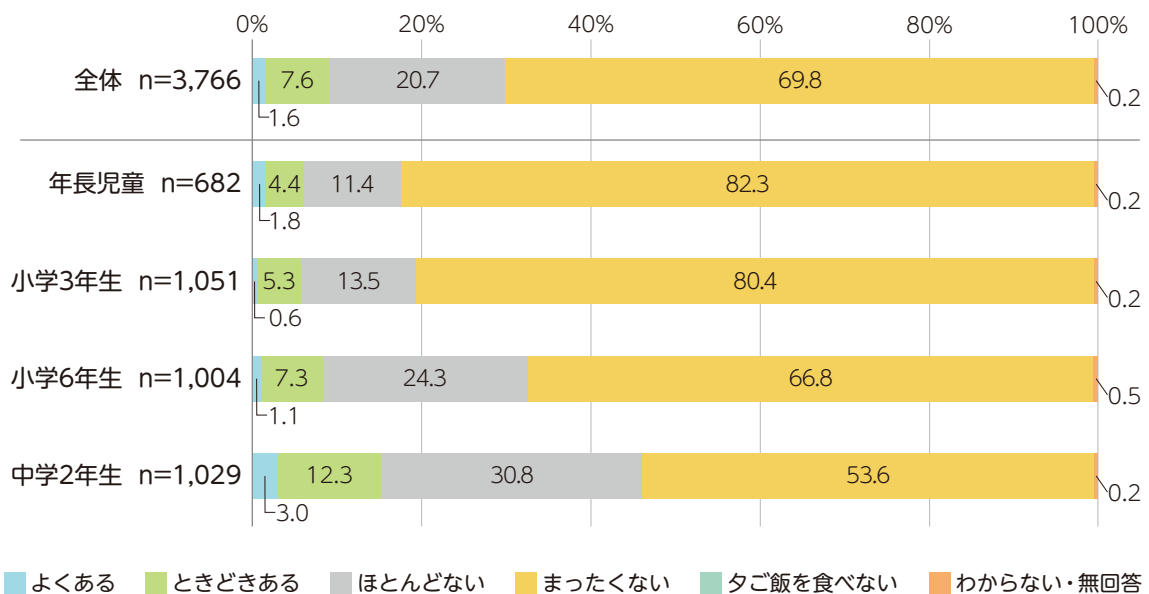
【1人(又は子どもだけで)朝ご飯を食べることがあるか】

《回答者：保護者》



【1人(又は子どもだけで)夕ご飯を食べることがあるか】

《回答者：保護者》



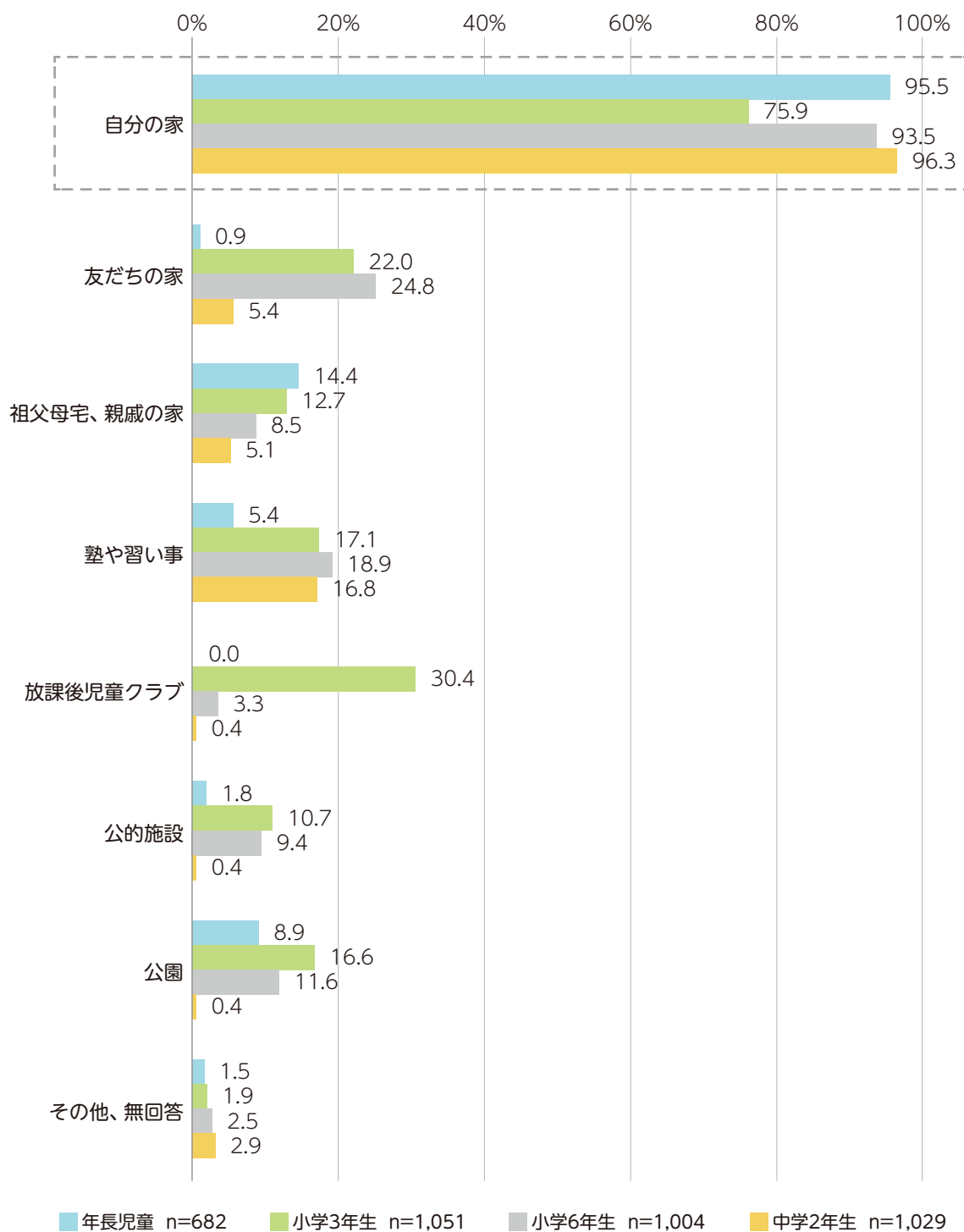
降園後・放課後に過ごす場所について、どの学年においても「自分の家」が最も多く、夏休みや春休みなど長期休暇においても同様の結果となりました。

こどもに自宅は心がほっとする場所かを聞いたところ、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」の合算値が95.0%と、平成30年度と比べて5.3ポイント高い結果となり、多くのこどもにとって自宅は安心して過ごせる場所と捉えられています。

引き続きこどもの意見を聴きながら、居場所の在り方について検討を進めていきます。

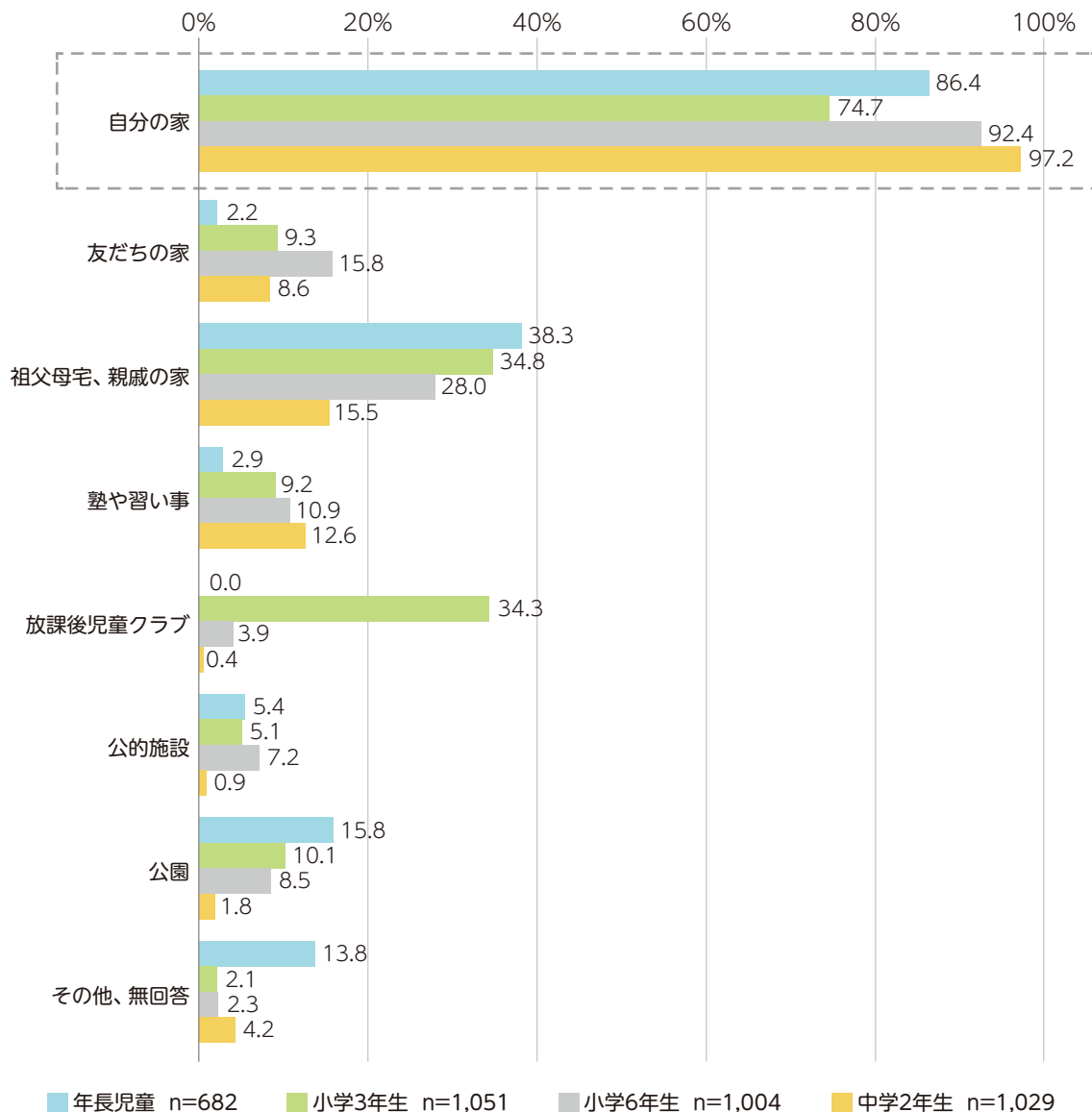
【降園後・放課後過ごす場所】(複数回答)

《回答者:保護者》



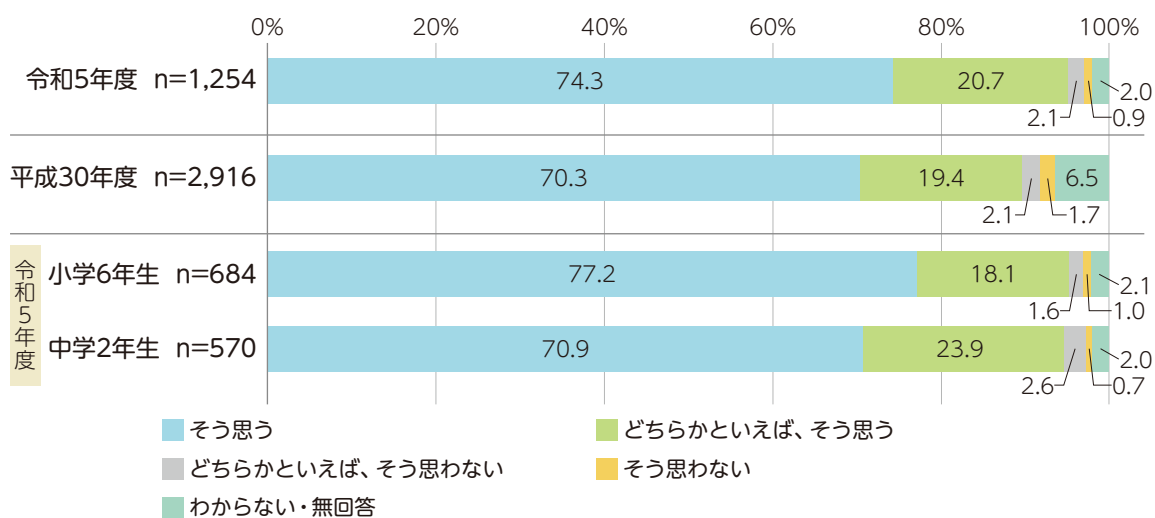
### 【長期休暇(夏休みや春休みなど)の日中、過ごす場所】(複数回答)

《回答者:保護者》



### 【自宅は心がほっとする場所か】

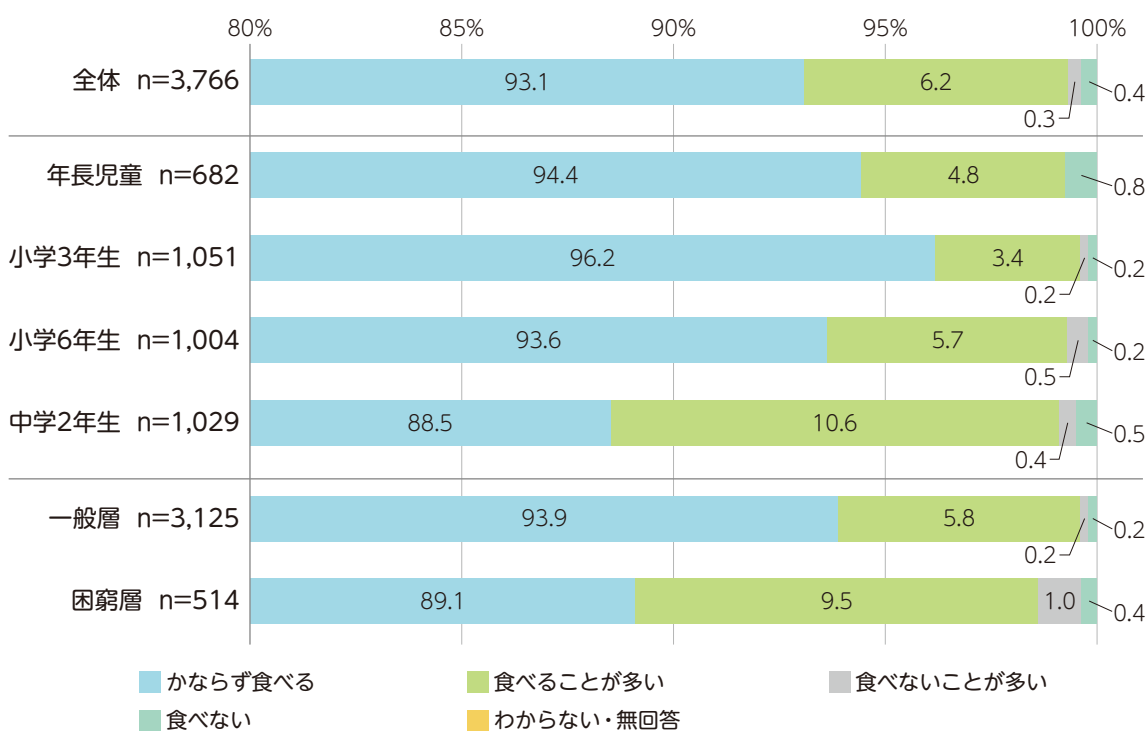
《回答者:こども(小6・中2)》



休日や長期休暇（夏休みや春休みなど）の際、昼ご飯を食べているか聞いたところ、99.3%が「必ず食べる」「食べることが多い」と回答しました。休日や長期休みに昼ご飯を「食べないことが多い」「食べない」とした理由の大半は、「昼（朝）ご飯を兼ねて朝（昼）ご飯を食べるから」「休日や長期休みに昼ご飯を食べる習慣がないから」であり、「家に食べるものがないから」「家の人が昼ご飯を作ってくれないから」「家の人のご飯代金をくれないから」と回答したこともありませんでした。

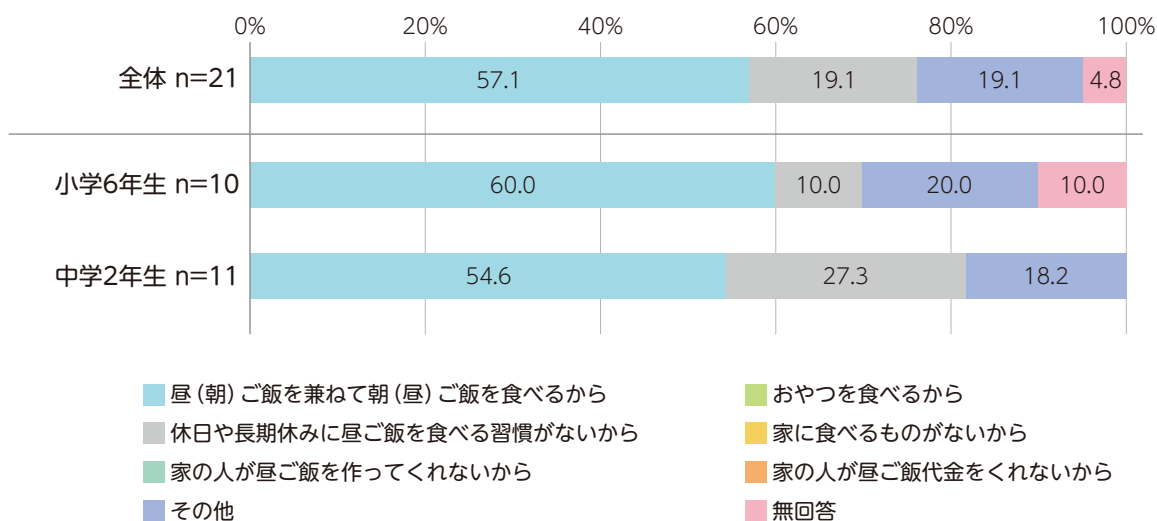
### 【休日や長期休暇（夏休みや春休みなど）の際、昼ご飯を食べているか】

《回答者：保護者》



### 【休日や長期休みに昼ご飯を食べないことが多い、食べない理由】

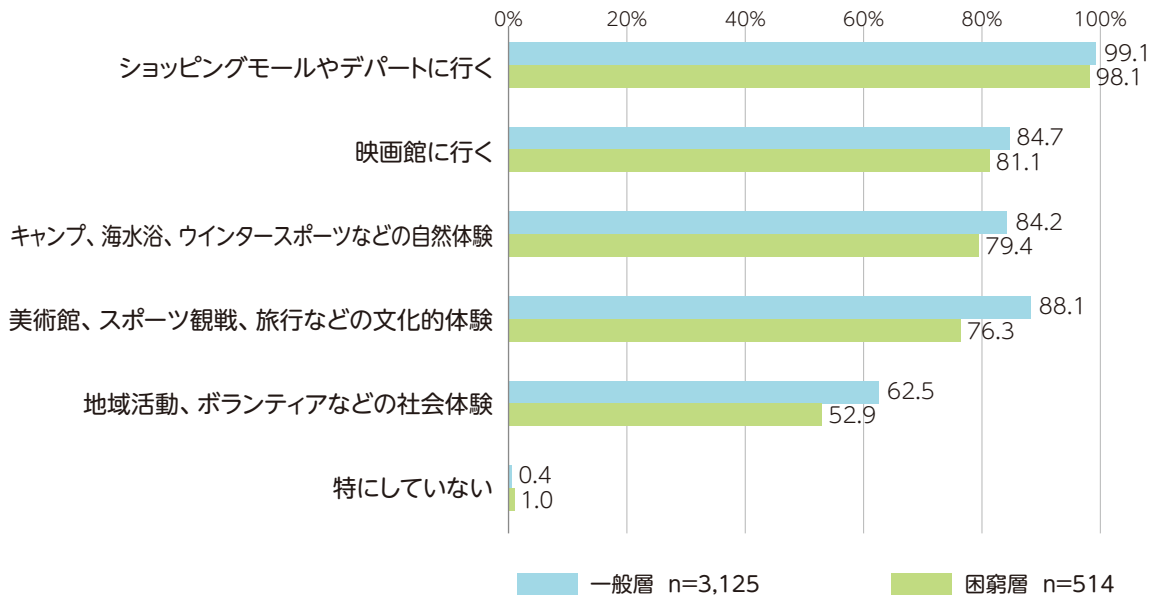
《回答者：こども（小6・中2）》



こどもの体験機会について保護者に聞いたところ、一般層に比べて困窮層は各種の体験機会において割合が低くなりました。

【こどもの体験機会】

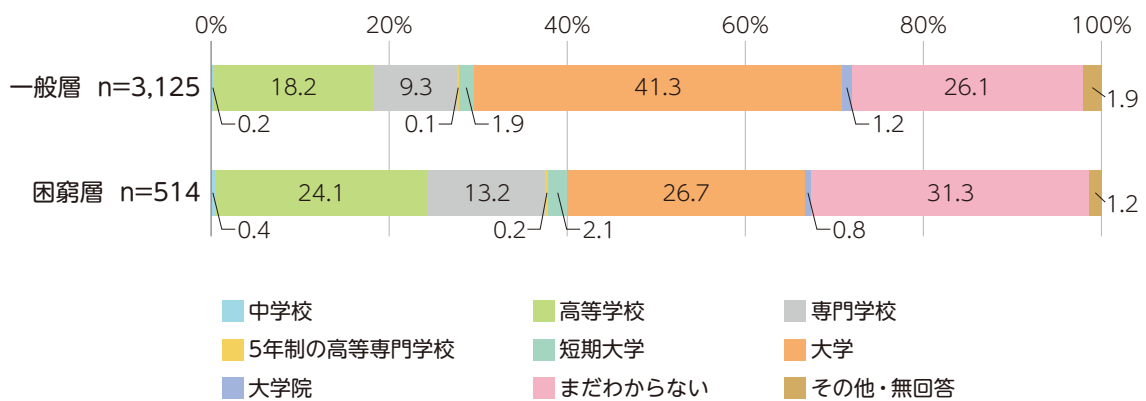
《回答者：保護者》



(4) 教育・進学について

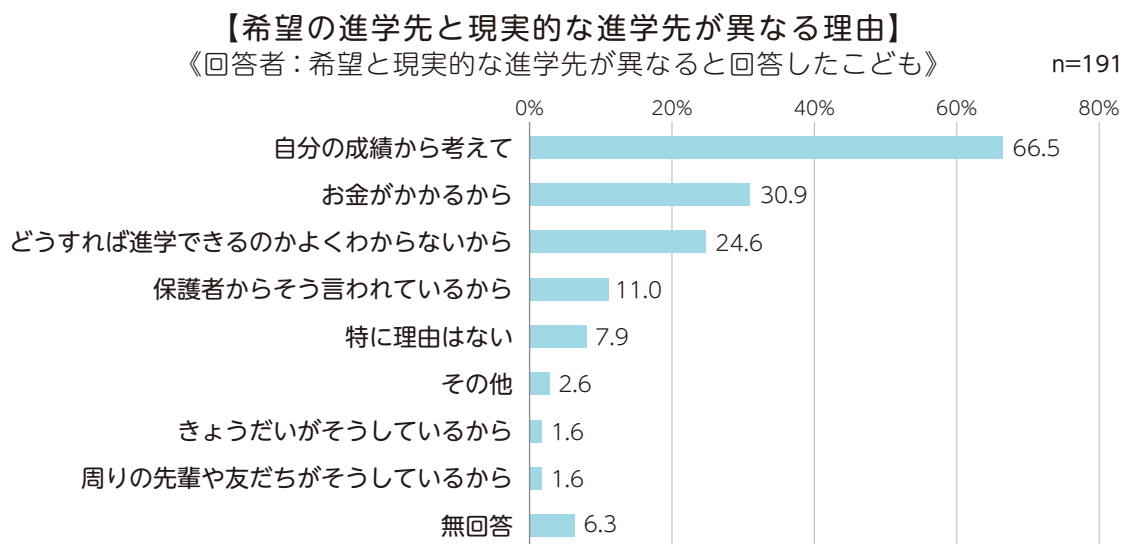
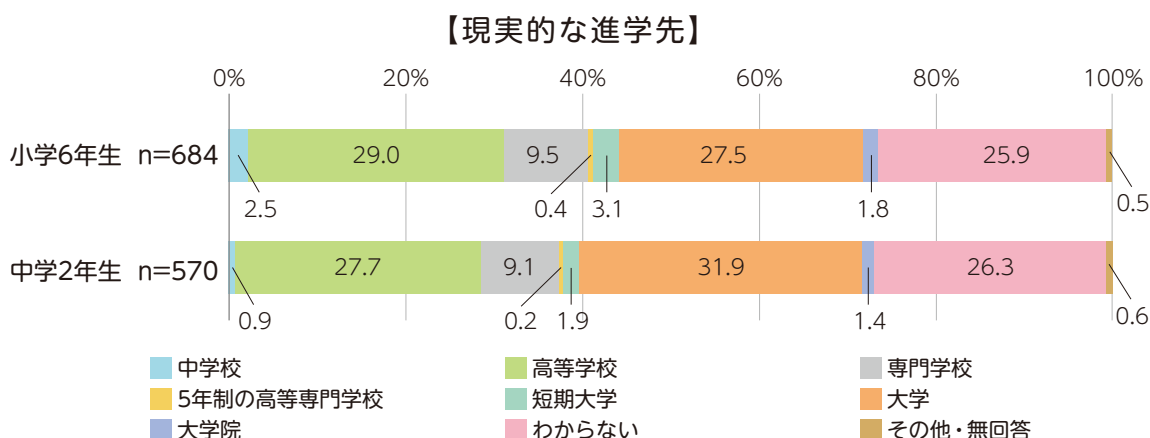
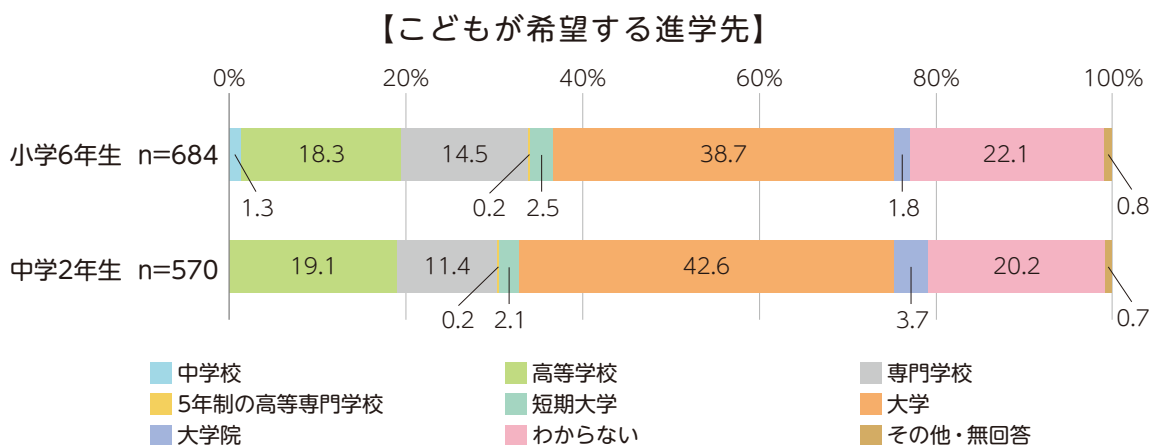
保護者が希望するこどもの最終学歴について、「高等学校」と答えた割合は一般層で18.2%、困窮層で24.1%、「大学」と答えた割合は一般層で41.3%、困窮層で26.7%でした。

【保護者が希望するこどもの最終学歴】



子どもが希望する進学先について、いずれの学年においても「大学」が最も多く、「高等学校」は2割程度でした。

現実的な進学先は、いずれの学年においても「大学」の割合が約10ポイント下がり、「高等学校」の割合が約10ポイント上がりました。その理由としては「自分の成績から考えて」が66.5%で最も多く、次いで「お金がかかるから」が30.9%という結果となりました。





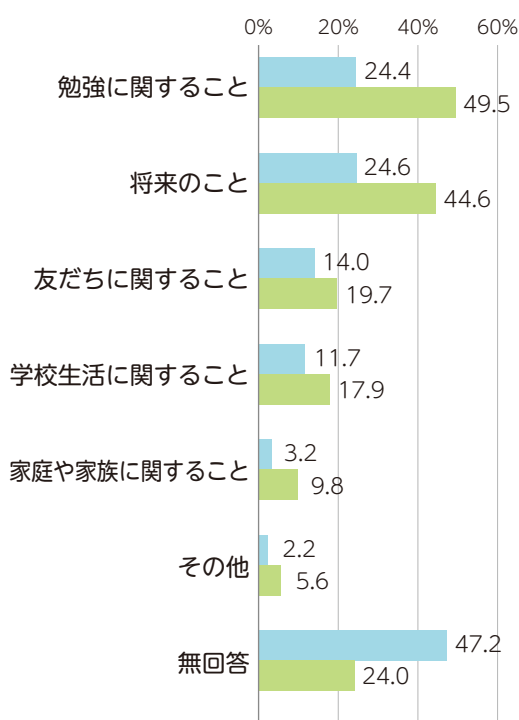
### (5) こども自身の考えについて

こどもに現在悩んでいること、心配なことや、困っていることがあるか聞いたところ、いずれの学年においても「勉強に関すること」「将来のこと」が多い結果となり、小学6年生に比べて中学2年生では、将来のことをより現実的に考えている様子が見えます。

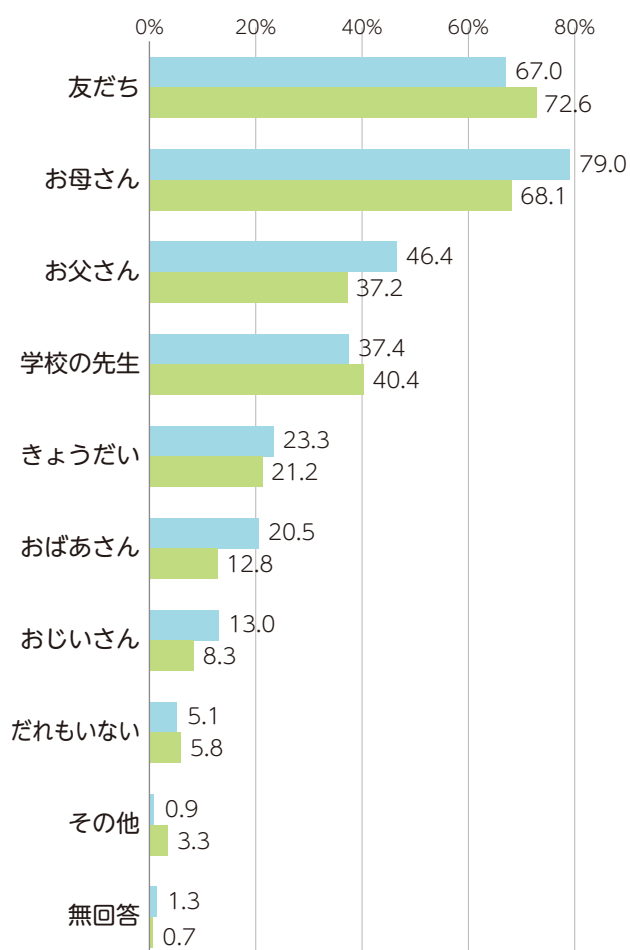
悩みや心配なことがあるときの相談相手は、いずれの学年においても「友だち」「お母さん」の割合が高くなりました。また、小学6年生に比べて中学2年生では、「お母さん」「お父さん」に相談する割合が低くなり、「友だち」「学校の先生」に相談する割合が高くなりました。

普段の生活で楽しさを感じる時は、「友だちと一緒に過ごしているとき」「家族と一緒に過ごしているとき」「1人で過ごしているとき（読書をしたり、テレビや動画を見ているとき）」が多い結果となりました。

【今、悩んでいること、心配なことや、困っていることがありますか】  
(複数回答)



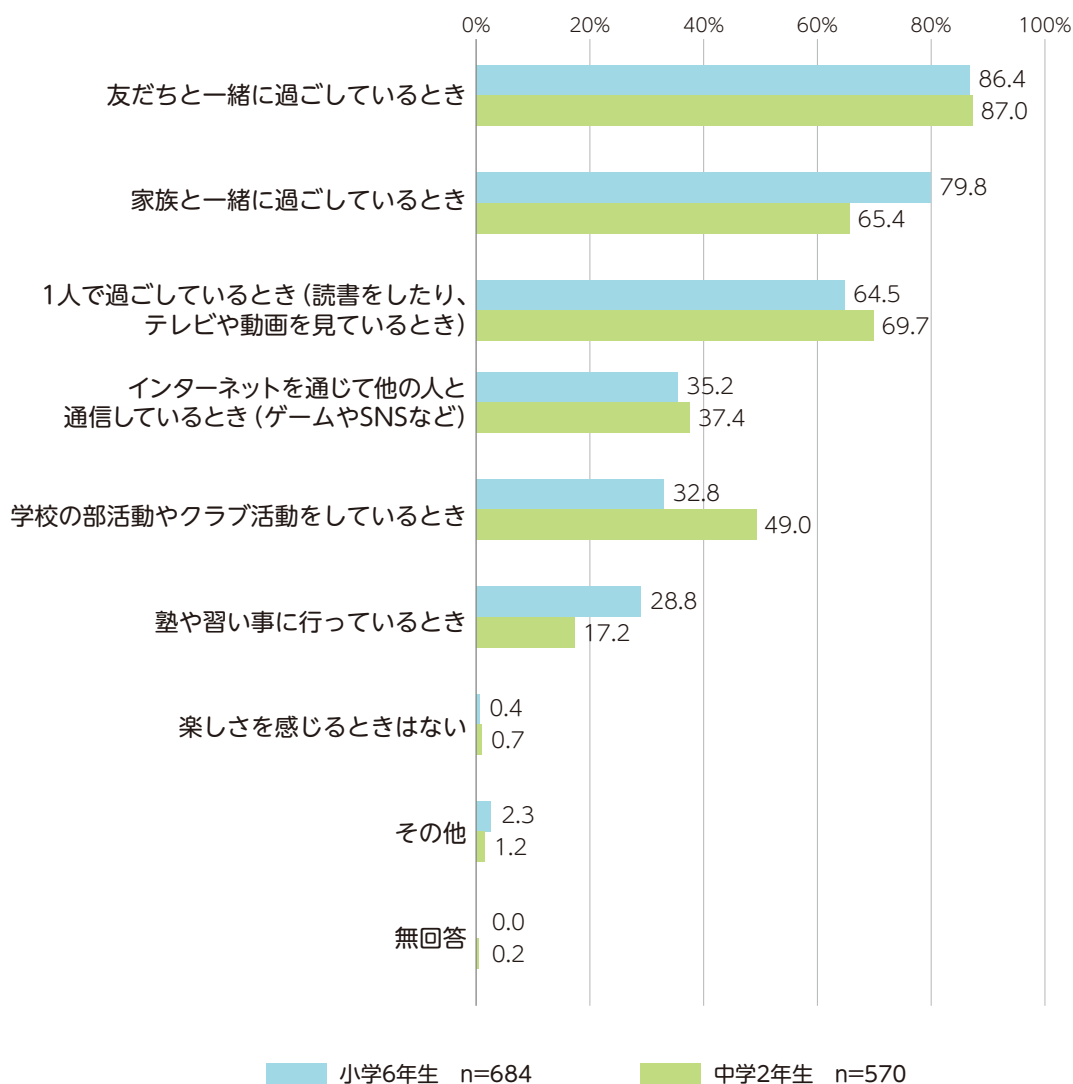
【悩みや心配なことがあるときの相談相手】  
(複数回答)



小学6年生 n=684

中学2年生 n=570

## 【普段の生活で楽しさを感じる時】(複数回答)

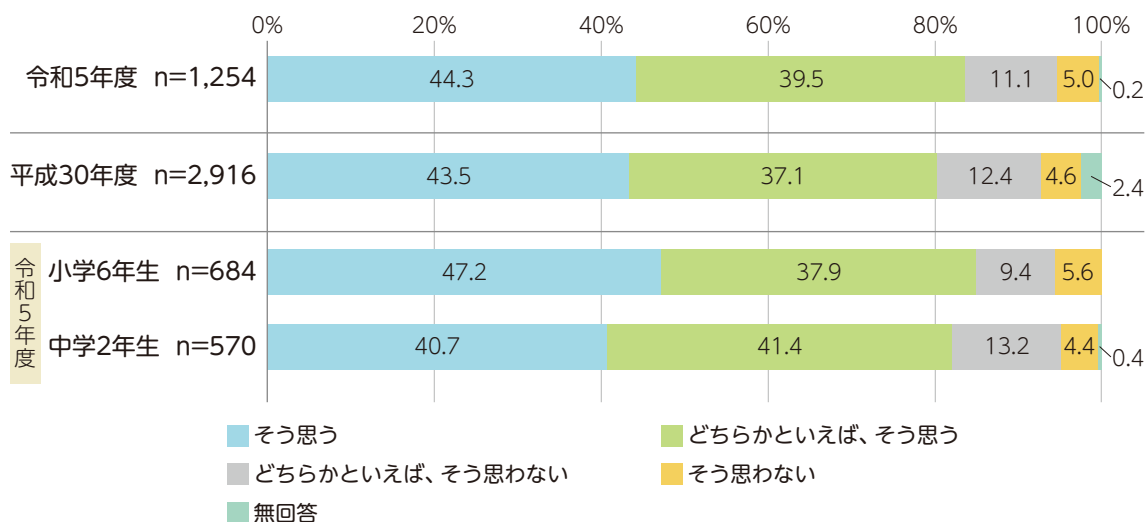


こどもに自分にはよいところがあると思うか等、現在の気持ちについて聞いたところ、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した割合は、平成30年度に比べて微増しています。

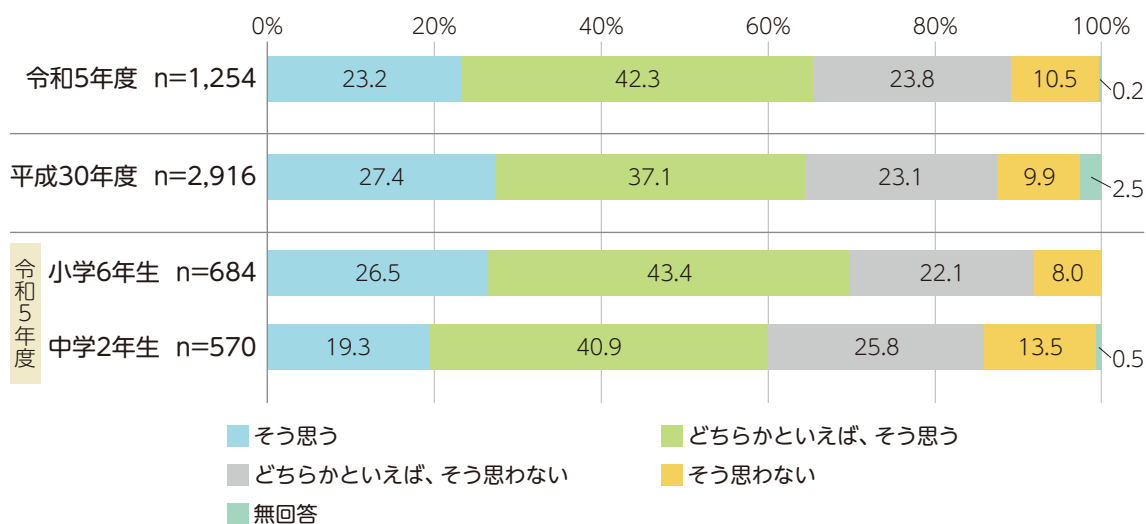
また、こども自身の将来に関することについては、平成30年度とほぼ同様の傾向となっています。多くのこどもが夢や希望を持ち、将来のためにも今、がんばりたいと考えていることがうかがえます。

## 現在の気持ちについて

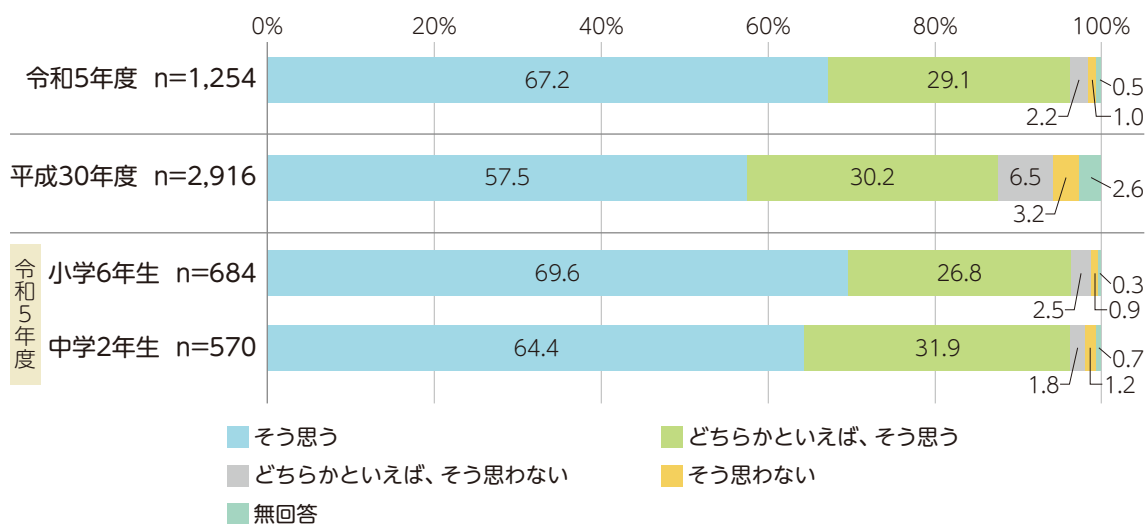
### 【自分にはよいところがあると思うか】



### 【自分に自信があるか】

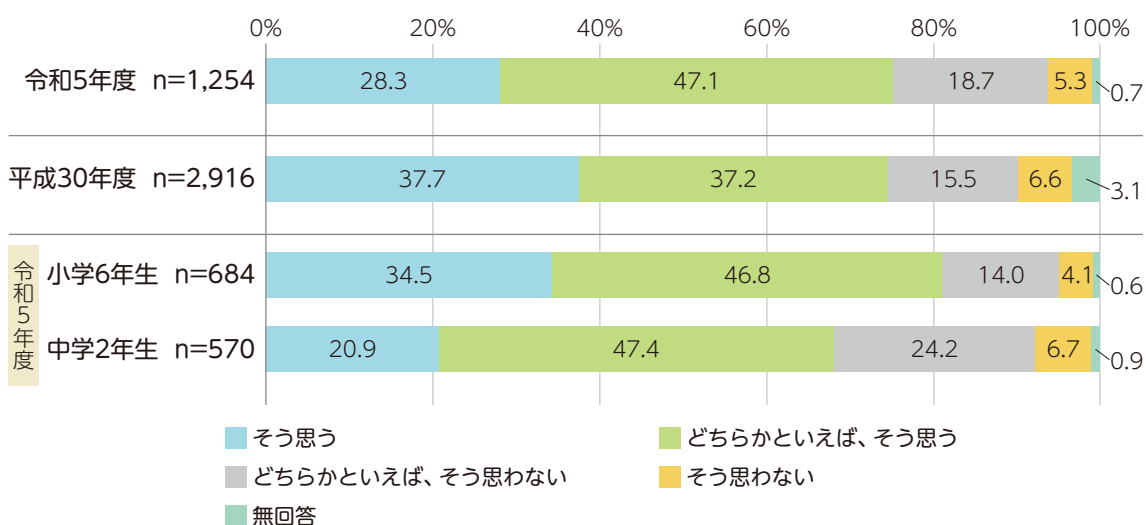


### 【自分は幸せだと思うか】

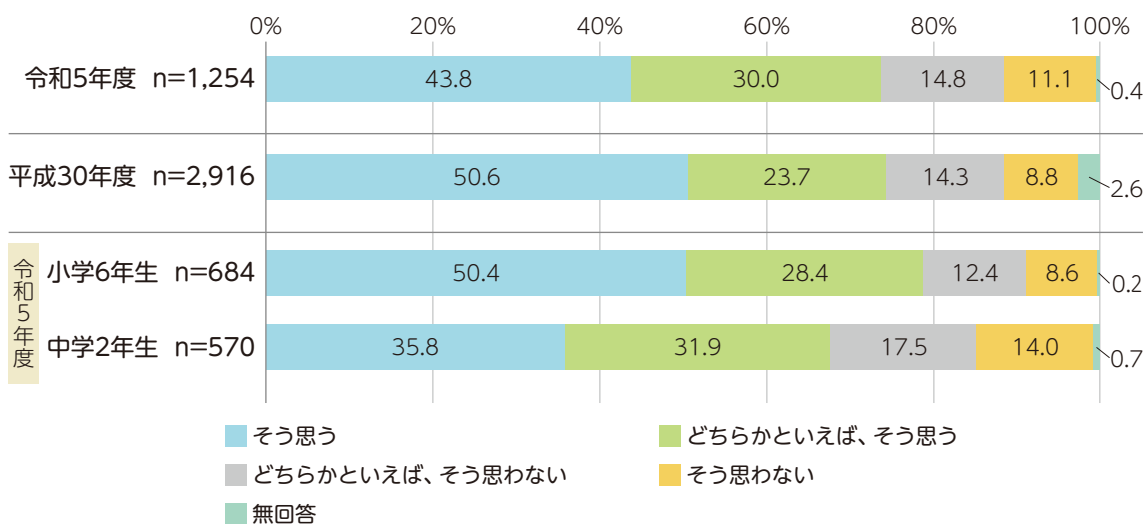


## 将来について

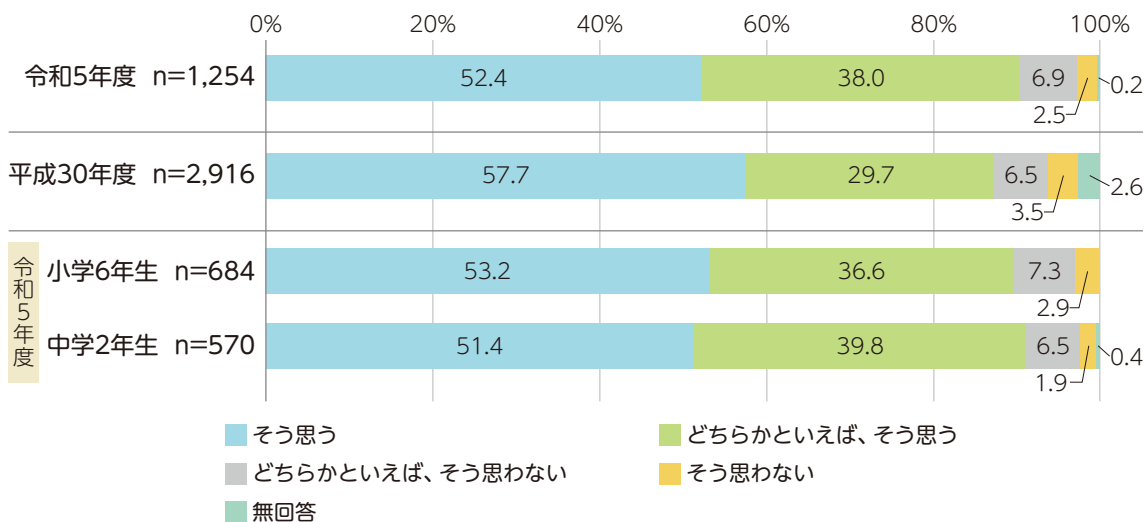
### 【自分の将来に、明るい希望を持っているか】



### 【将来の夢や目標があるか】



### 【将来のためにも、今がんばりたいと思うか】



(6) こどもの権利について

保護者にこどもの権利学習テキスト「えがお」の認知度について聞いたところ、「内容まで知っている」「内容はわからないが名称は知っている」の合算値が平成30年度に比べて9.8ポイント高くなりました。

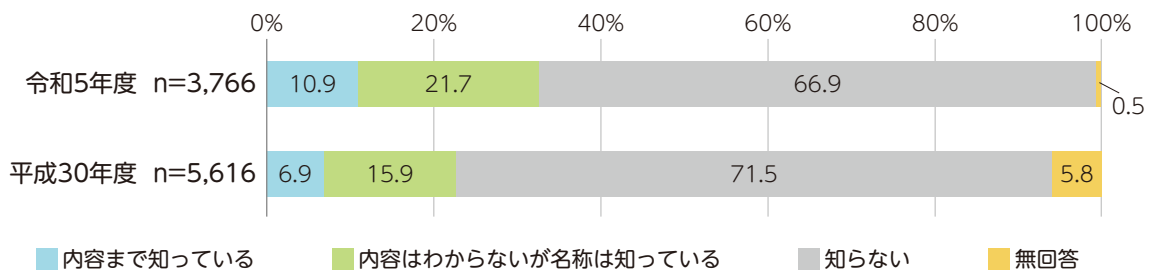
また、「ヤングケアラー」の認知度について、保護者の67.9%が「知っているし、意味も理解している」と回答したのに対し、こどもは32.2%という結果となりました。

こどもの権利の認知度については、約7割のこどもが「知っている」「だいたい知っている」と答えました。

また、こどもの権利を守るためにあるとよい取組について聞いたところ、「困ったときに気軽に相談できる場所」を望むこどもが最も多い結果となりました。

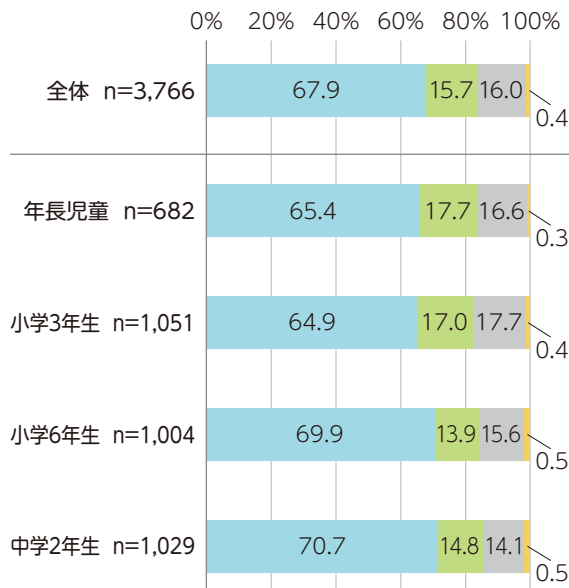
【こどもの権利学習テキスト「えがお」の認知度】

《回答者：保護者》

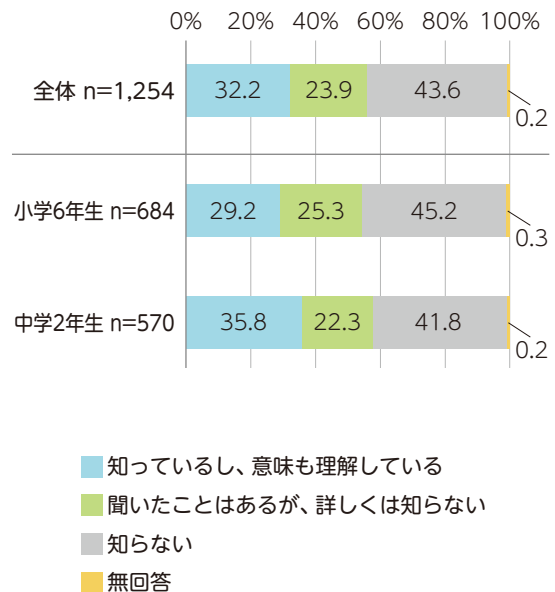


【ヤングケアラーの認知度】

《回答者：保護者》

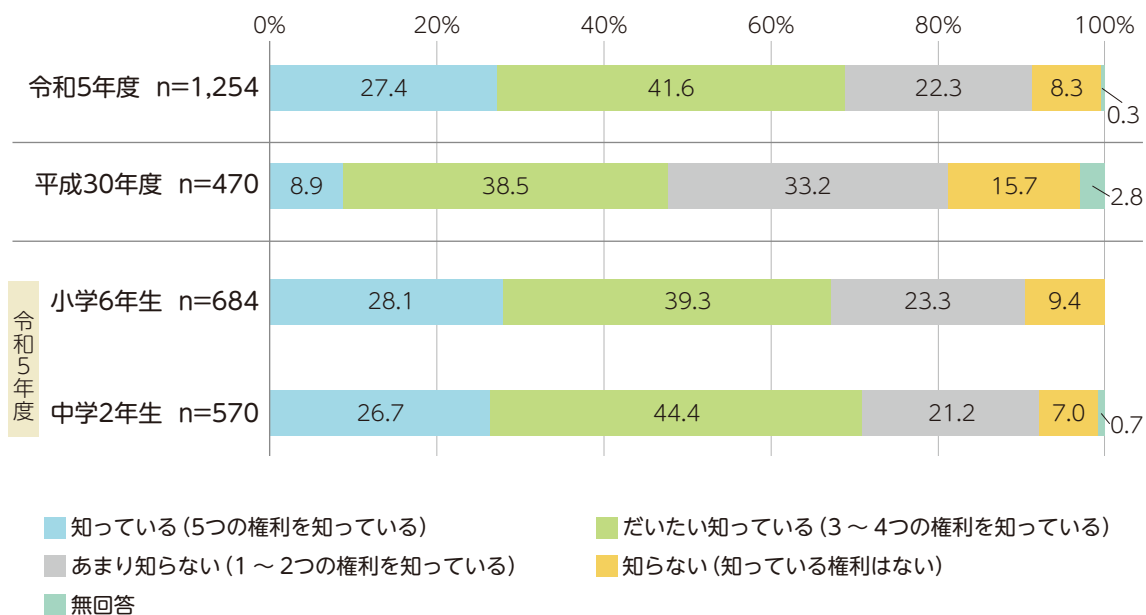


《回答者：こども（小6・中2）》



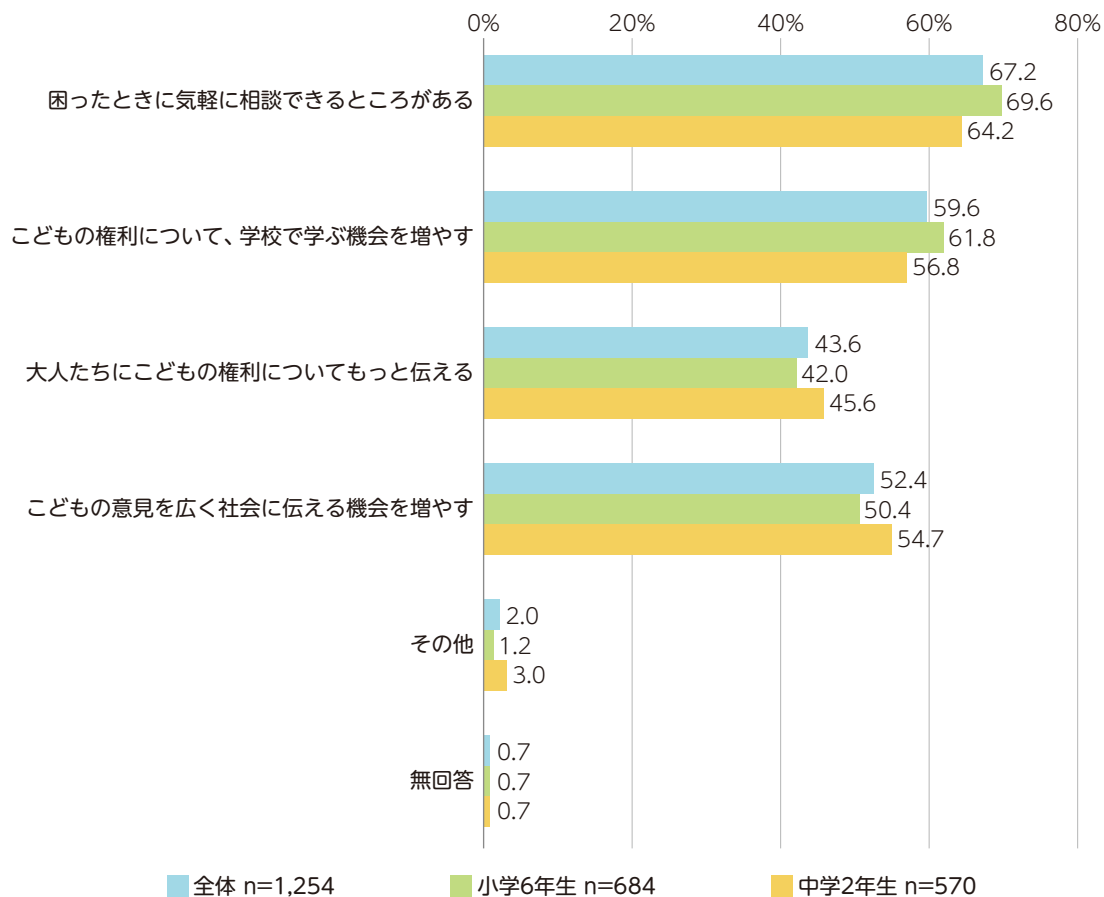
### 【こどもの権利の認知度】

《回答者：子ども(小6・中2)》



### 【こどもの権利を守るためにあるとよい取組】(複数回答)

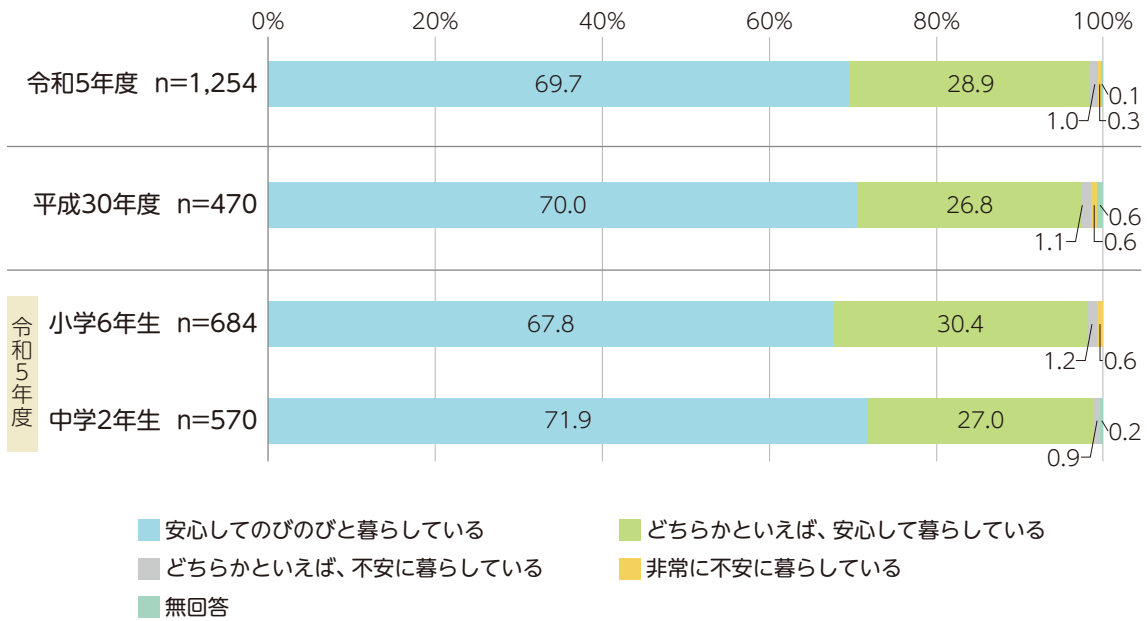
《回答者：子ども(小6・中2)》



地域が安全で安心して暮らせていると感じるこどもの割合は98.6%であり、子どもたちにとって地域が安心できる場所として捉えられていることがうかがえます。

【住んでいる地域で安全で安心して暮らせているか】

《回答者：こども(小6・中2)》



- 安心してのびのびと暮らしている
- どちらかといえば、安心して暮らしている
- どちらかといえば、不安に暮らしている
- 非常に不安に暮らしている
- 無回答

## 2 こどもからの意見の聴き取り

本計画の策定に当たり、市では各種イベントの機会や高等学校・大学への訪問等を通じて、こどもから聴き取りを行い、意見や要望を把握しました。

対象	実施日	イベント	主な参加者	人数	内容
小 中 学 生	令和6年 7月24日	さとまる学校	中郷区小中学校 児童生徒	約30人	シール投票形式によるアンケート  <テーマ> ①自分らしく生きるために大切なことは？ ②どうやって意見をきいてほしい？
	8月2日	名立児童館	名立区小学校 児童	約10人	
	8月5日	夏休み☆子ども つどいのひろば	牧区小中学校 児童生徒	約10人	
	8月8日		浦川原区小学校 児童	約20人	
	8月24日	のびるば	市内小中学校 児童生徒	約25人	
	9月1日	市小中学校 PTA連絡協議会 創立20周年イベント	市内小中学校 児童生徒	約120人	
	9月14日	柿崎区 公民館事業	柿崎区小学校 児童	約20人	
	10月6日	頸城区 公民館事業	頸城区小学校 児童	約20人	
	11月16日	学び愛フェスタ	市内小中学校 児童生徒	約40人	



対象	実施日	対象	手段・イベント	人数	主な意見
高等学校	令和6年 3月5日	関根学園 高等学校	提 案	6人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭、学校に続くサードプレイスがほしい。</li> <li>・自主学習と友人(他校も)との交流ができる居場所がほしい。</li> </ul>
	3月7日	上越高等学校	アンケート フリートーク	29人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進学に向けて集中しやすい環境を整えてほしい。</li> <li>・学校や家以外で勉強に集中できる場所を増やしてほしい。</li> <li>・自分のやりたいこと、好きなことを理解してほしい。</li> <li>・将来について、一緒に考え、色々な意見を教えてほしい。</li> </ul>
	5月2日	高田北城 高等学校	アンケート フリートーク	24人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校以外でも居場所だと思えるところがほしい。</li> <li>・将来の就労について、実際にその仕事に就いて感じたことを聞きたい。</li> <li>・学校の部活動が減り活気が無くなっているので、元の活気があった頃に戻してほしい。</li> </ul>
大 学	6月21日	上越教育大学	フリートーク	6人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分のやりたいことへの理解。</li> <li>・SNSでの情報発信は、簡単に入手できるのでメリットだが、失念してしまうこともあるため、紙の情報媒体は必要。</li> <li>・デジタルの情報発信は便利だが、紙などアナログ媒体の情報発信は効果的。</li> </ul>
	7月4日	県立看護大学	アンケート フリートーク	6人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学進学に向けた経済的支援があると良い。</li> <li>・結婚支援の色々な政策を知る機会があると良い。</li> </ul>

### 3 策定経過

実施日等	会議等の名称	主な内容
令和5年 11月22日 ～12月11日	子どもの生活実態に関する アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども…普段の生活、教育・進学、子ども自身の考え、子どもの権利など</li> <li>・保護者…経済的状況、就労状況、子どもの体験機会、子どもの教育・進学、子どもの権利など</li> </ul>
令和6年 4月25日	第1回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上越市子ども計画の策定について</li> <li>・上越市子ども計画の施策の体系について</li> <li>・子どもの生活実態に関するアンケート調査の結果について</li> </ul>
7月12日	第2回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上越市子ども・子育て支援総合計画事業における令和5年度進捗状況及び令和6年度取組内容について</li> <li>・上越市子ども・子育て支援総合計画における主な取組と今後の課題について</li> <li>・上越市子ども計画の施策の体系及び成果指標について</li> </ul>
11月1日	第3回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上越市子ども計画（素案）について</li> </ul>
12月6日	市議会厚生常任委員会 所管事務調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上越市子ども計画（案）について</li> </ul>
12月25日 ～令和7年 1月23日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上越市子ども計画（案）の意見募集</li> </ul>
3月13日	第4回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上越市子ども計画（最終案）について</li> </ul>
3月	計画策定	

## 4 上越市子ども・子育て会議条例

### ○上越市子ども・子育て会議条例

平成25年12月20日

条例第54号

改正 令和2年3月26日条例第5号

令和2年3月26日条例第15号

令和5年3月24日条例第2号

令和5年3月24日条例第14号

#### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、上越市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

#### (所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 上越市子どもの権利に関する条例（平成20年上越市条例第4号）第1条に規定する目的の達成のために取り組む施策の実施状況を調査審議すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

#### (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する23人以内の委員をもって組織する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業者
- (3) 労働者
- (4) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 公募に応じた市民

#### (委員の任期)

第4条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

**(会議)**

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**(関係者の出席等)**

第7条 子ども・子育て会議は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

**(庶務)**

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども・子育て部において処理する。

**(委任)**

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、子ども・子育て会議が定める。

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第5号）抄

**(施行期日)**

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第15号）

**(施行期日)**

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

**(準備行為)**

2 上越市子ども・子育て会議を組織する委員の委嘱に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（令和5年条例第2号）抄

**(施行期日)**

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第14号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 5 上越市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略・順不同)

区 分	選出団体等	氏 名	摘要
子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号)第6条第2項に規定する保護者	私立幼稚園保護者会	佐々木 ゆり子	
	公立保育園保護者会	宮森 亮輔	
	小中学校 PTA 連絡協議会	鈴木 博美	
事業者	上越商工会議所	金子 裕	
労働者	連合新潟上越地域協議会	荻野 英子	
子ども・子育て支援に 関する事業の従事者	上越児童・障害者相談センター	石橋 一	
	私立幼稚園・認定こども園連盟	石田 明義	
	私立保育園協会	青木 純子	
	小学校長会	遠藤 和英	
	中学校長会	本間 祐史	
	特別支援学校長会	福田 功	
	認定 NPO 法人マミーズ・ネット	中條 美奈子	
	地域青少年育成会議協議会	村本 亜紀子	
	民生委員児童委員協議会連合会	山崎 美枝子	
	上越人権擁護委員協議会	山岸 喜一	
	上越助産師会	渡邊 文香	
学識経験者	CAP・じょうえつ	森岡 有吏子	
	国立大学法人上越教育大学	安藤 知子	委員長
公募に応じた市民	公立大学法人新潟県立看護大学	大久保 明子	副委員長
	公募委員	岡 麻衣子	
		中野 珠紀	
福井 美里			

(令和6年度)